

戦後日本の政治思想史学は 何を問題にしていたのか？

— これまでの授業を振り返って受け継ぐべきことを考える —

2023年1月26日（木）15時～16時40分

有明キャンパス1号館208教室

後藤新政治学科長 ただ今より、中村孝文先生の最終講義を始めさせていただきます。私は本日司会を務めさせていただきます、政治学科長の後藤と申します。初めに、竹之内一幸法学部長よりご挨拶をいただきます。よろしく願いいたします。

竹之内一幸法学部長 皆様、こんにちは。法学部長を務めております竹之内でございます。本日は中村孝文先生の最終講義にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。先ほど、最終講義のレジュメをいただきました。大変内容の濃い、充実したものと確認いたしましたので、私の挨拶はできるだけ短くしたいと思います。

中村先生は武蔵野大学の発展期において、様々な要職を務めてまいりました。副学長を初めとして、学部長、教務部長などが挙げられます。私の思い出の中では、中村先生が政治経済学部長をお務めになって、私が政治経済学科長を務めていた時のことが思い返されます。その時は大学院の政治経済学研究科を設置するというので、中村先生は副学長として文部科学省と何度も折衝を重ねておりまして、大変ご苦勞なさっていたということをお記憶に留めております。したがって、武蔵野大学の今日があるのは、中村先生のご尽力があればこそといっても過言ではないと思っております。

このように学内行政で大変お忙しい中でも、学生の指導・育成、そして

ご研究にも積極的に取り組まれ、多くの業績を残されております。頭の上がる思いがいたします。

本日は最終講義ということで「戦後日本の政治思想史学は何を問題にしていたのか?—これまでの授業を振り返って受け継ぐべきことを考える—」という演題でお話をさせていただきます。私自身は学部生のときに、政治学の講義を1度受けた記憶がございます。何十年かぶりに政治学の講義を受けるということで、興味・関心が高まっております。ご出席の皆様方にとって理解しやすく、そして記憶に残るような最終講義をしていただけるものと思います。それでは、中村先生よろしく願いいたします。

中村孝文教授 皆様こんにちは。今日はお忙しい中私の最終講義にご出席いただきまして本当にありがとうございます。今、竹之内学部長からお話がありましたが、武蔵野大学がちょうど大学改革をしている最中に、私はこの武蔵野大学で仕事をしてまいりました。その意味で、私の半生は武蔵野大学の大学改革に巻き込まれたと言いますか、むしろそれを前向きに引き受ける形で仕事をしてきました。そのような形で今日までなんとか健康で仕事をすることができました。体調が悪いときもありましたが、今年度の退職のときまで健康でいられたということはたいへんありがたいことでした。学長先生ならば、おそらく「仏様のおかげ」とおっしゃられることと思います。私も、何か見えない力に支えられてきた、そのような気持ちでおります。

さて、はじめて本学に来たときはまだ女子大時代でした。武蔵野キャンパスの6号館ができたばかりだったそうです。4月の入学式だったと思うのですが、当時の武蔵野女子大学に来て、「たいへんなところに来た」と心底思いました。6号館の前のところにプランターがたくさん置いてあって、チューリップが満開でした。今までそのような大学に行ったことがなかったので、本当に驚きました。授業をはじめてみたら教室に200人ぐらい学生がいるのですが、みんな女性でこちらも本当にびっくりしたというのが正直なところですよ。

戦後日本の政治思想史学は何を問題にしていたのか？

そのころは臨時的定員増で学生が多かったのですが、その定員をどうやったら恒常化できるのかということが当時学内で議論されていました。この問題が武蔵野大学の大学改革のはじまりだったように思います。臨定の恒常化は結局学部を新設するという形で決着しました。その時点ですでに社会科学系の学部新設という発想はありました。そのころ私も政治学科のカリキュラム案をつくるように執行部から指示され原案をつくった記憶があります。ただ、実際にそれが実現したのは現在の政治学科がつけられた2014年のときです。政治学科を含む法学部設置の準備は2012年からはじめたと思います。

私は本学に就職して2、3年は落ち着いて勉強できましたが、その後もっぱら学内行政に巻き込まれ、こちらからも主体的に関わって、今日に至っております。2017年3月に副学長を辞めてからようやく自分の時間が取れるようになって、この4、5年やっと勉強の時間がとれるようになった感じがしております。退職してからも研究だけは続けてゆきたいと思っていますところですよ。

今日は、戦後日本の政治思想史学は何を問題にしていたのかということを考えてみたいと思っています。この話は授業ではしておりません。なんとなく私の頭の中にあったことを、今日初めて話をしますので、この資料を作ってから、ちょっとまとまりがないなと思ったりしております。そういう意味では、最終講義と言いながらも途中報告のようになってしまうということをご容赦ください。

話の順序として、はじめに私が本学でどのような授業をしてきたのかということを紹介させていただきます。その後で、なぜそういう授業をしたのかということをお話しして、最後に表題にあるようなお話をしてゆきたいと思います。

まず授業の紹介からはじめたいと思います。スライド3をご覧くださいと思います。先ほど竹之内学部長からもお話がありましたが、政治経済学部の時代から私が担当してきた授業は「政治学史1」「政治学史2」の

授業です。この10年ほど、それと「西洋政治史1」「西洋政治史2」を担当してきました。それ以外はゼミです。「西洋政治史1」「西洋政治史2」「政治学史1」「政治学史2」の順番で毎年1学期から4学期まで講義をしてきました。私の提案で、武蔵野大学は四学期制になりました。ほんとうは三学期制にしたかったのです。その方がゆとりができます。四学期制にせよ、三学期制にせよ理由はいろいろ説明する必要があるのですが、長い話になりますので今回は省きます。いずれにしても、1学期から4学期までこのような授業を担当してきました。

「西洋政治史1」ではヨーロッパ中世について説明をしてきました。中世初期から中世盛期、そして中世末期の政治史の流れを駆け足で扱ってきました。聖職叙任権闘争と「キリスト教共同体」を中心において話してきました。「西洋政治史2」では、フランスを中心にして国教会制度と、カルヴィニズムが浸透した後の「信教の自由」と、それをめぐって引きおこされたユグノー戦争などを取り上げてきました。最終的にはフランス革命の入り口で発表された「人および市民の権利宣言」、いわゆる「人権宣言」までの歴史を大急ぎで扱ってきました。

「政治学史1」では、古代ギリシアのプラトンからはじめて、アリストテレス、ストア派、エピクロス派、アウグスティヌス、トマス・アクィナス、マルシリウス・デ・パドヴァ、マキアヴェリまでを扱ってきました。「政治学史2」では、トマス・ホップズとジョン・ロック、年によってはジャン・ジャック・ルソーまで話をしたことがあります。ルソーまで講義するとかかなり忙しくて、講義していない年の方がおそらく多かったかと思えます。したがって、「政治学史2」では17世紀のイングランドの歴史と、ホップズおよびロック、とりわけロックの話を中心に授業をしてきました。スタンスは「西洋政治史1」「西洋政治史2」と同じで、「国教会制度」と「信教の自由」を中心にして授業をしてきました。そして、ピューリタン革命とか名誉革命などイングランドの内乱を経て、政教分離が実現し、1690年の「寛容法」と「権利章典」によって「信教の自由」が認められるまで

を話してきました。

「政治学史2」では、「自然権」、「自然法」、「社会契約」などを中心に置いて講義をしてきました。ロックの場合、従来「自然権」や「所有権」と訳されてきたものが、近年「固有権」という用語で置き換えられるようになってきました。加藤節先生の『統治二論』の翻訳が出て以来、「固有権」という言葉が使われるようになってきました。加藤先生は松下圭一さんの提案であると言っていますが。この「固有権」は“property”という英語がそれですが、ロックの場合、ホッブズの「自然権」をふくらませた概念になっています。それから「社会契約」による政治社会の設立の経緯の説明も授業の主たるテーマでした。

それでは次に授業の内容を順次かんたんに紹介してみたいと思います。

スライド4をご覧ください。「西洋政治史1」の到達目標は、主権国家（地域国家）の成立過程を理解し説明できるようになることとしました。次はスライド5になります。授業の内容としては、中世初期からはじめました。この授業のポイントは、聖職叙任権を世俗権力が持っていたというところです。西ローマ帝国が崩壊した後、ガリアの辺りには司教座都市がたくさんできます。司教座都市の司教の役割は、宗教生活だけではなく、日常生活全領域にわたって、住民の日常生活にかかわるさまざまな行政をおこなうということでもありました。そのために、フランク王国や神聖ローマ帝国などでは世俗権力者が聖職叙任権をもっていました。それは、いわば地方行政の責任者を、王なり皇帝なりが任命するということの意味し、世俗権力者が自分の意志に従順な人物を任命することが慣例になっていたということです。

10世紀、11世紀ごろから、このことがカトリック教会の中で問題視されはじめます。つまり、このころから、教会改革がローマ・カトリック教会のなかで現実的課題となってきます。この教会改革のなかで、「シモニア」や「ニコライズム」等の腐敗の原因が世俗権力による司教の任命にあるということが言われはじめたわけです。すなわち、聖職者の墮落は世俗の権

力者が司教を任命するからであるとして、この世俗の権力者からローマ教皇が聖職叙任権を取り戻すことがめざされるようになってゆきます。いわゆる「グレゴリウス改革」がはじまったということです。

当然このことは世俗権力と教皇の対立を引き起こします。有名な「カノッサ事件」などがそれですが、このような対立を経て、最終的には、「破門」などを武器にしながら、ローマ教皇が世俗権力から叙任権を取り上げることに成功しました。「破門」は英語で excommunication と言いますが、国王や皇帝をカトリック世界の「外」に追放することです。そうすると、その国王や皇帝はカトリック世界の一員ではなくなります。その結果、臣下は世俗権力者への服従の義務を免除されることになりますので、国王も皇帝もその地位を維持できなくなります。こうした「武器」を使って、教皇が世俗権力を服従させます。その結果、ヨーロッパ全体に生まれたのが「キリスト教共同体」です。教皇を頂点とするカトリック教会が支配するヨーロッパというものが生まれました。このころからキリスト教の信仰というものがヨーロッパに定着しはじめたというように言われています。そういうキリスト教世界のなかで、最高権力を教皇が持つようになったわけです。

いわゆる「キリスト教共同体」が実現した時代が中世盛期です。この時代には、たとえば、教皇ウルバヌス2世が十字軍を提唱するとすべての世俗権力者がそれに賛同せざるをえないことになります。十字軍について一つふれておきたいことがあります。十字軍はまさに中世盛期のできごとですが、このできごとが「キリスト教共同体」の崩壊を導く役割をたします。どういうことかと言いますと、「キリスト教共同体」はキリスト教信仰とローマ教皇の権威に支えられて可能になっている秩序です。人びとの内面の信仰や教皇の権威に正統性の基盤をおいています。度重なる十字軍の遠征はイスラム世界で読み継がれてきたアリストテレスはじめ古代ギリシア思想がヨーロッパに輸入される契機をつくります。輸入された古代の異教思想は、トレドはじめ各所でラテン語に翻訳されます。特に

戦後日本の政治思想史学は何を問題にしていたのか？

アリストテレスが重要になりますが、アリストテレスは、人間は「ロゴス」を十全に開花させれば「最高善」あるいは「幸福」、すなわち「エウダイモニア」に到達できるといいます。「学問」を通じて、「実践知」や「理論知」を身につけたり、政治に参加して「ロゴス」を発達させたりすれば「エウダイモニア」、「よき魂」に到達できると考えています。この見解は「信仰」によって「義」とされるキリスト教と矛盾しています。トマス・アクィナスに代表される「スコラ学」は、異教の哲学が重視する「ロゴス」あるいは「自然の光」である「理性」と、「神の恩寵」との調整を任務として発達しました。その意味では、「信仰」を立て直し、「キリスト教共同体」の延命を任務にした学問でありました。しかし、最終的には、「理性」の役割を容認せざるをえなくなります。ここに、「キリスト教共同体」の崩壊がはじまります。

思想的にはアリストテレスの哲学がキリスト教信仰を内面から揺さぶったわけですが、現実政治の面でも14世紀初頭になると「キリスト教共同体」が崩れてゆきます。今度はスライド6をご覧ください。14世紀はじめに二つの代表的な事件がありました。アナーニ事件とアヴィニョン捕囚です。フランス王権が武力で教皇に叛旗を翻すという事件が1300年代のはじめに起こりました。最終的に、教皇のアヴィニョン捕囚が実行され、フランス王権が教皇を支配下に置きます。続いて、「グレート・シスマ」といわれる、教皇並立時代になって、カトリック教会の権威が低下してゆきました。このことによって近代国家の萌芽が生まれたと考えられます。なぜかという、ヨーロッパ全体を覆っていた「普遍的な秩序」である「キリスト教共同体」が崩壊したからです。そして時代は次の主権国家併存時代になってくるからです。この新しい秩序は1648年のウェストファリア条約によって確実なものになります。少し話が先に進みすぎましたので、元に戻します。

フランス王権の圧倒的な支配権が成立するのは、1516年の「ボローニャ政教和約」によってでした。フランソワ1世が教皇レオ10世と協約を結

んで、フランス国内の聖職叙任権を完全に獲得しました。これが「ボローニャ政教和約」の歴史的意義です。このことによってフランスは「キリスト教共同体」から独立します。そして同時に、カトリックでありながら国教会制度を持つようになります。「ガリカニズム」「フランス国家教会主義」とも言われるものですが、そういう国教会制度をもつようになったわけです。フランス王権が地域を掌握し、教会をも支配下に置くという時代になってきました。これが主権国家、地域国家のはじまりになったといえるでしょう。政治権力だけではなくて宗教権力をも手に入れて、国民を内面的にも統制するというのが、絶対王政の特徴です。このガリカニズムの成立というのは、そういう意味でフランスが絶対王政へ向けての第一歩を踏み出したことになります。その意味で、「ボローニャ政教和約」は政治史的にとっても重要なものだったのではないかと考えております。

また、フランスという地域国家ができあがるためには、イングランドとの分離も必要でした。いわゆる「アンジュ帝国」成立以来フランスはイングランドと一体化し、フランス王の臣下であったイングランド王は、フランス王位を要求して300年ほど武力行使を続けてきました。スライド7をご覧ください。フランス王がイングランド王の軍勢を追放し、分離が成立するのは1453年です。ほぼ現在の国境をもったフランス国家というものが百年戦争に勝つことによって成立します。もう一方では、「ボローニャ政教和約」のような形で国民を内面からも掌握してゆきます。こうしてフランス王国という地域国家・主権国家が成立したわけです。

スライド8をご覧ください。「西洋政治史2」では、最終的に1789年のフランス革命のはじまりまでをお話ししてきました。フランス革命がはじまって「人権宣言」すなわち、「人および市民の権利宣言」が出されたときに、ようやく「自然権」が政治原理として採用されます。特に「信教の自由」が宣言され、「政教分離」が制度として成立していくことになります。「西洋政治史2」では到達目標としてこのことの理解を掲げました。

フランス革命に至る最初のきっかけは、いろいろあると思うのですが、

私はカルヴィニストの増加ということにポイントを絞ってお話をしてみました。カルヴィニストが増えるということは、いわゆる国教会制度が否定されていくことになります。そのために、カルヴィニストつまりユグノーに対する弾圧が呼び起されていくということになります。既得権をもつ旧支配層と新興ブルジョワジーの対立とみることもできるかもしれませんが、ユグノー弾圧が頻繁に起こります。その最大の出来事が「サン・バルテルミの大虐殺」です。しかし、この事件だけではなく、ユグノーが弾圧され、殺されるという出来事がそれ以前にも、それ以後にも各地で続いてきたわけです。

スライド9にありますように、ジャン・ボダンをはじめとする「ポリティーク」の提案などもあったと思いますが、このユグノー弾圧が「ナントの勅令」で一段落します。そして、ようやく1600年代に入っていくことになります。つまり1500年代半ば以後のフランスはユグノーに対する弾圧と宗教戦争の時代でした。こういう経過を経て、フランス王権が少しずつ力を蓄えていくことになります。

17世紀になっても宗教対立は終息しません。それどころか、全ヨーロッパに紛争が拡大します。三十年戦争です。三十年戦争のさなかの1643年に王位についたルイ14世は、1685年に「フォンテーヌブロー勅令」を出します。これが絶対王政の成立を象徴するものだと思います。国王は絶対権力を持ち、なおかつ宗教的に人々を支配します。そして、「ナントの勅令」を撤回します。多くのユグノーが禁をおかして国外に脱出したそうです。この年は、イングランドでチャールズ2世が亡くなり、弟のヨーク公がジェームズ2世として即位した年です。英仏両国とも「信教の自由」の認められない国教制度を共通にもつ王国でした。

ガリカニズムの押しつけに対するユグノーの反発も当然ありました。しかし、フランスはまだ革命まで150年ほどもあります。「アンシャン・レジーム」のもとで多くの人びとは「信教の自由」を享受することはできませんでした。

啓蒙思想家の政府批判が活発化し、財政の行き詰まりが表面化し、反政府活動が密かに地下で動き出すのは、1715年にルイ14世が没した後のこととなります。そういう反政府活動が実を結び、最終的に「高等法院」の後おしによって三部会が召集されるのは1789年になってからのことです。この三部会が「国民議会」、「憲法制定国民議会」に自ら名前を変えていきます。そして「人権宣言」を採択していくということになります。フランスはようやくガリカニスムから脱出できたわけです。

「人権宣言」には次のようなことが盛り込まれています。すべての「個人」は「自由かつ権利において平等」なものとして出生し生存する。そして「自然権」は各人に固有のものであって、「譲渡不能」で「消滅することのない」権利である。各人の「自然権」を保全し実現していくために政府や国家はある。また、宗教上のことを理由にして、政府が人を抑圧することも禁止する。このことによって国教会制度が否定され、「信教の自由」が憲法に掲げられていくということになりました。これが「西洋政治史2」でお話ししてきたことです。

さて、続けて、「政治学史2」の授業内容を紹介します。「政治学史2」ではホブズとロックを中心に上げて、彼らの思想の内容を説明してきました。今日は、「政治学史1」で取りあげた古代ギリシアの哲学者たちや中世の神学者たち、それからマキアヴェリと「政治学史2」のホブズは省略させていただきます。ここでは特にロックについて、どのようなことを説明してきたかということを紹介いたします。

授業では、ロックの『統治二論』の内容を理解することにつとめました。他の著作同様に、『統治二論』の内容を考えるときにも、時代背景の理解が必要になります。その時代背景というのは、イングランドにも国教会制度があったということです。スライド12に書きましたが、ヘンリ8世の「国王至上法」以後、イングランド国王は「霊的・教会的ことから」における「唯一最高の決定者であり統治者である」。イングランド国王が同時に国教会の首長でもある、ということになりました。聖と俗の権力を一

戦後日本の政治思想史学は何を問題にしていたのか？

手に握ったのがヘンリ8世以降のイングランドの国王です。もちろん議会が大きな権限をもっていたイングランドでは、国王の権力の「絶対性」はフランスの絶対王政とは比べ物になりませんが、やはり国教会制度によって、人びとの内面を掌握するということが行われるようになりました。

スライド13をご覧ください。そういう状況の中でカルヴィニスト、すなわちピューリタンの人たちが政府に対して信教の自由を求めました。解決を待たず一部アメリカに移住するという人たちも出てきました。授業では「メイフラワー・コンパクト」の翻訳を見てもらって、内容を学生たちに読んでもらいました。そして、各自が合意をしてプリマスに政治体を作るという内容を理解してもらうように話をしてきました。

イングランドの国内においては、17世紀半ばに「長期議会」を国王チャールズ1世が弾圧して内乱になってゆきます。内乱のさなか、チャールズ1世が処刑されます。その直後にホップズの『リヴァイアサン』が発表されました。そのために、授業では『リヴァイアサン』の内容と内乱の関連性についても話してきました。

スライド14と15に書きましたように、ロックの時代になっても、依然として宗教がイングランド政治の最大の対立点になっています。授業では、1660年の「王政復古」からはじめて、1689年の「寛容法」の成立と「権利章典」の制定までを話し、その関連の中でロックの説明をしてまいりました。

さて、ロックの『統治二論』は1683年のオランダ亡命のときに既にできあがっていたということを、加藤節先生が書いています。私もそれにならって、1683年以前に『統治二論』が完成していたことを前提にしてその内容を説明してきました。

まず、『統治二論』はどういう意図で書かれたのか、ということについてその時代の政治史をふまえて、授業ではかなり詳細に取り扱いました。その意図とはロバート・フィルマーとの対決ということでした。このことへの理解が『統治二論』解釈には欠かせないわけです。

すなわち、チャールズ2世が亡くなって、次のジェームズ2世（ヨーク公）が即位をするまでに、その即位を巡って、議会と王権が対立します。スライド14をご覧ください。1679年にシャフツベリ伯が中心になって「ヨーク公王位継承排除法案」が議会に出されます。これに対し、王権の側がフィルマーの『パトリアーカ』を持ち出して、世論に王の支配の正当性を訴えます。こういった政治上の対立をふまえて、シャフツベリ伯のブレインであったロックは、フィルマー批判として『統治二論』の前篇を書きます。後篇の方から先に書かれたということらしいのですが、1683年のオランダ亡命のときに『統治二論』は完成していたと言われます。そうすると、『統治二論』は、1679年かそれ以前に執筆をはじめて、遅くとも83年には書き上げられていた、ということになります。

スライド15に名誉革命の経緯を書きましたが、宗教をめぐる政治対立は、最終的には、名誉革命の後に「寛容法」が成立し、信教の自由が認められることで一応決着します。このような執筆経緯をふまえて『統治二論』の内容を理解する必要があります。

『統治二論』の内容を検討する前に、授業では『寛容についての手紙』にどのようなことが書かれているかを紹介することからはじめました。『寛容についての手紙』は、『統治二論』執筆後に書かれた著作で、その要約のような内容になっています。その意味で、『統治二論』理解の手がかりにもなると思います。

『寛容についての手紙』は1685年にオランダで書かれました。1685年といえば、宗教対立を権力で抑えて、ジェームズ2世が即位した年です。新国王即位の直後にはモンマス公の反国王武装蜂起も起きますが、鎮圧されます。この年にフランスでは「フォンテーヌブロー勅令」が出され、ユグノー弾圧が公然と再開されます。つまり、信教の自由はイングランドだけではなく、フランスでも依然として政治の最大争点になっていたわけです。ロックはこの本をラテン語で書きました。たぶん、フランスの人びとも読んでもらいたかったのだと思います。

それでは、この『寛容についての手紙』の中でロックはどんなことを言っているのでしょうか。スライド 16 と 17 にそのことを書きました。たとえば、「国家 commonwealth」については次のように言います。「国家とは、人びとが作った社会にすぎない」。フィルムマーはア・プリオリに「国家」が存在している、あらかじめ王様はそこに支配者としている。しかも神的起源をもっていると言います。しかし、ロックは「国家」について、それは「人びとが作った社会にすぎない」と言っています。その「国家」で一番必要なのは、「社会的利益」を実現することである。「社会的利益」というのは、「生命、自由、健康、身体の安全、さらに外的な所有物」です。これがロックの property という言葉の具体的な中身です。『寛容についての手紙』の中で、そのことを明確に言っています。「政治」や「国家」の目的として、為政者がおこなわなければならないのは、「世俗的なことがら」、事物の所有、つまり property に関することである。反対に、「魂の救済」には世俗的な権力は及ばないことを強調しています。つまり、ロックも国教会制度を批判して、「政教分離」を主張しているということになります。さらに、「教会は人々の自発的な集まり」で、「自発的な結社」であると言っています。つまり、アソシエーションです。この発想が国家の説明に適用されたのが『統治二論』なのではないでしょうか。

少し話がそれますが、1904年にマックス・ウェーバーはアメリカを訪問しています。そのとき彼は、アメリカ社会の中に「教会型（キルヘ型）」の教会と、「教派型（ゼクテ型）」の教会があることを発見します。個人に先立ってア・プリオリに存在する教会と、人びとの契約によってア・ポストエリオリにつくられた教会を区別しているのです。ロックの言う、「自発的結社」としての教会は後者になります。ロックは「国家」についてもこの論理を応用していると言ってよいのではないのでしょうか。

『統治二論』に限らずあらゆる古典は多様な解釈が可能であるとよく言われます。その意味で『統治二論』も別の解釈が当然ありうるでしょうが、そのことを自覚したうえで、私はフィルムマー批判という点に焦点を当

て『統治二論』を解釈し、学生たちにその内容を説明してきました。

スライド18をご覧ください。『統治二論』の表題にある“In the Former”が前篇です。“The latter”が後篇になります。後篇はかつて『市民政府論』という訳書で広く読まれてきたものです。前篇ではフィルマーと、“His Followers”の考え方が、“False”で“Overthrown”されると副題に書かれています。後篇では自分の見解を述べているわけですが、それは“True”であるというわけです。フィルマーの“False”に対して自分の見解は“True”であると、極めてポレミックな表題をつけています。従来、高校の世界史の資料集などを見ると、ロックは名誉革命を正当化するために『統治二論』を書いたと説明されていました。もし、そうだとすると、名誉革命は既に完成した革命ですから、それほどポレミックな話にはならないわけです。しかし、実際にはヨーク公の即位をめぐる政治対立のさなかに書かれていますので、極めてポレミックな表題がつけられているわけです。

具体的にフィルマーのどこが間違っているのか。次にこのことを考えてみたいと思います。スライド19をご覧ください。『パトリアーカ』の副題で、“Natural Power of Kings”とフィルマーが言っています。それとの関連で、“against the Unnatural Liberty of the People”と書かれています。王様の「権力」は“Natural”で、国民の「自由」は“Unnatural”だというのがフィルマーの主張なのです。ロックはこれが間違っている、“False”だと言います。ロックが言いたいことは、王様の権力こそ“Unnatural”で、国民の「自由」こそ“Natural”だということです。フィルマーの主張がまちがっているということです。国民の「自由」こそが「自然」ないし「本質」であって、つまり「固有権」であって、国王が持っている権力というのは国民が「信託」したものに「すぎない」ということです。だから、「政府」とか「国家」、両方合わせてロックは「政治社会」と言いますが、そういうものは個々人が「合意」しあって作ったものであって、人びとの「合意」以前にあるわけではない。これがロックの一

番言いたいことだろうと思います。国家は個人が集合して、相互に「合意」しあって作られたものであるという解釈をほどこすわけです。いわゆる「社会契約説」をロックが採用していることになります。これがロックの主張です。

私はこの「政治学史2」の授業で、福田歓一先生が書かれた『近代の政治思想』（岩波新書）をテキストにして授業をしてきました。福田先生は近代国家について、それは「紛争を解決するための、共同の装置にすぎない」とか、「人間が人間を組織して」つくった「人間の相互組織」だと説明されています。今日の後半の話とも関係してきますが、ロックの「政治社会」についての説明も福田先生の説明と同じであって、「国家」は人間がつくったものに「すぎない」ということです。そこに人間を超えるような実体的要素は見られません。

スライド20をご覧ください。『統治二論』後篇では、個人は生まれながらに「固有権」をもっているというところから説明をはじめます。「固有権」は『寛容についての手紙』をみたときにすでに紹介しましたpropertyの訳語です。「自然法」は「理性」の法だということも言っています。この辺りがホブズと違うところかと思います。「自然状態」でも人間は「理性」をもっているので、その「理性」の教え、すなわち「自然法」に従えば、人間はすべて平等であることが理解できる。したがって、他者の「生命、健康、自由、所有物」を損傷すべきではないということがわかると言います。各人がもっている「生命、健康、自由、所有物」が「固有権」の具体的中身になります。

繰り返しますが、政治社会というのは、各個人の合意によってしか成り立たないわけです。また、政府は「信託」によって設立されたものにすぎない。だからこそ、政府が「信託」に違反したときには作りかえてもいい。スライド21にありますように、最終的な善悪の審判者は一般の人びとであるということです。これが『統治二論』の根底にある発想だと言えるでしょう。

安倍晋三政権のときに、当時の森雅子法務大臣によって、黒川弘務東京高等検事長が、「国家公務員法」の規定を無理やりねじまげて定年を延長し、検事総長に推薦されるというできごとがおこりました。このとき、安倍政権の決定に対して歴代の検事総長が反対声明を出しました。その際に「絶対的で恣意的な権力、あるいは確立された恒常的な法を欠く統治は（中略）社会および統治の目的とは両立しえない」というロックの一文を引用して、黒川さんの指名はおかしいと抗議しました。国民の「信託」、それは「法」として政府の行為を縛るはずのものです。「法」の無視は、ロックによれば「篡奪」です。そのとき、政府は国民と戦争状態に入ることになります。国民は「固有権」を保全するために政府をつくりかえなければならなくなります。それは、国民の権利でもある義務でもあるということになります。いわゆる「安倍政治」の特徴は「法」の無視、あるいは歪曲にあったと思います。

さて、話を元に戻します。ロックは「生命、健康、自由、所有物」が property の具体的中身であるといっているのですが、「自由」をロックはどう捉えていたのか。それについても少し言及しておきたいと思います。ロックの『人間知性論』によると、「自由」は欲望に従って行為することではない。そうではなく、人間には「欲望の遂行を停止する力」があると言います。そして、これが「いっさいの自由の源泉」なのだと言います。つまり、欲望にしたがって行動するというのは欲望に振り回されることで、これは不自由である。そうではなくて欲望を抑えて、「理性」によっていくつかの選択肢を検討し、その結果おこなうべきことを選ぶ。そういうことが自由な意志や行動であるということです。

戦後まもなくの1947年に、丸山眞男さんが「日本における自由意識の形成と特質」という論文を発表しました。その中でロックの「理性的な自己決定の能力」という言葉を使っています。そして、これがロックのいう「自由」であると総括されています。さらに、その2年後の「ジョン・ロックと近代政治原理」という論文では、「自己立法—人間が自己に規範

戦後日本の政治思想史学は何を問題にしていたのか？

を課する主体的自由」がロックの「自由」の意味だとも言っています。丸山さんが、敗戦の翌年に発表した「超国家主義の論理と心理」の末尾で述べている「自由なる主体」ということばの「自由」の意味はこのようなロックの「主体的自由」を意味しているのだと思います。さらに、「自己に規範を課する主体的自由」という表現は、1957年の「日本の思想」末尾では、「強靱な自己制御力を具した主体」と言い換えられています。丸山さんがロックの影響を強く受けていることは明らかだと思いますし、こうしたロック的人間に戦後日本政治のいない手を託していると読めるようにも思います。

さて、ここまで、ざっと授業の中身を紹介してまいりました。私の守備範囲はヨーロッパの政治史と政治思想史について話すことですので、ここから先は授業で話していません。勘が鋭い学生は気づかれていたかもしれませんが、授業の背後にある私の「問題意識」というようなものについて次にお話ししたいと思います。

日本国憲法第11条、13条、19条、20条の条文の背景には、ホッブズの「自然権」や、ロックの「固有権」の発想があるのではないかと私は考えています。憲法には、「基本的人権」という言葉も使われていますし、13条では「個人として尊重される」ということで「個人」が強調されてもいます。また、「生命、自由及び幸福追求」という表現もみられます。この最後の表現はアメリカの「独立宣言」の中にもあります。「独立宣言」を書いたトマス・ジェファークソンもロックやモンテスキューを読んでいたと言われます。まさにこの表現はロックの「固有権」の言い換えです。そして、同じ表現が、アメリカの独立宣言を介して、日本国憲法にもみられます。すなわち、日本国憲法のなかに、ロックの思想が流れ込んでいるわけです。ロックが問題にした「信教の自由」も第20条にあります。

日本国憲法第10章「最高法規」の第97条に「基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたも

のである」とあります。この条文が、私が「西洋政治史」と「政治学史」の中で話してきた内容の一つの「結晶」でもあるのではないかと考えています。まさに「人類の多年にわたる自由獲得の努力」を、私はフランスとイングランドの例を通して学生たちに話してきました。そういう例を、学生たちにはここに結びつけて理解して欲しかったという思いがあります。

ちなみに、この条文は自由民主党の憲法草案では削除されています。安倍晋三氏の説明によると、自由権についての規定はすでに憲法の中に多々あるから、この条文は屋上屋を重ねるようなものなので削ったということでした。しかし、それを削ると「人類の多年にわたる自由獲得の努力」が見えなくなってしまうのではないか。さらにいうと、この「人類の多年にわたる自由獲得の努力」にはフランスやイギリスだけではなくて、日本近代の自由獲得の努力もふまえた条文なのではないかと考えています。「自由民権運動」もそうですし、「労働運動」や「社会主義運動」、また市川房枝さんたちの「婦選獲得運動」もそうです。昭和期になると治安維持法によって多くの人が逮捕されたり、命を失ったりしました。それも「人類の多年にわたる自由獲得の努力」の一コマだったのではないか。こうした考えが「西洋政治史」と「政治学史」の私の授業の背後にある問題意識です。

それから今、お話ししてきたことと関連する問題意識をもう一つもっています。それは、ロックのフィルマー批判に関連することです。ロックは『統治二論』「前篇」で、フィルマーの『パトリアーカ』を引用しながら詳細な批判を展開しています。この「前篇」を読むと、フィルマーは、国王が「絶対権力」をもつと主張したうえで、その「絶対権力」の正統性を神の意志によって根拠づけています。したがって、国王の支配は人類の発生とともに始まり、国王以外人間は初代の王であるアダムの時代から「臣民」であることになります。そして、自由意志で行動できるのは国王のみであって、その他の「臣民」は生来「自由」に生きる権利はもっていないことになります。これまでみてきたロックの考えとはまったく異なる見解を表明しているわけです。

国王の権力の神的起源に関するフィルマーの説明は、私には明治憲法下の天皇の説明として読めてしまいます。そして、国王以外人間がすべて「臣民」であるという考えも明治憲法下の日本人のあり方と二重写しになります。

私たちが大学生だった時、まだ『統治二論』は「後篇」だけしか翻訳されていませんでした。その「後篇」を訳されたのが鶴飼信成さんです。有名な公法研究者です。訳書は岩波文庫におさめられていて、『市民政府論』と名づけられていました。私が大学3年生のとき、ゼミのテキストがこの本でした。他にも、このゼミでは、ホップズの『リヴァイアサン』と、ルソーの『社会契約論』を翻訳で読みました。少し脱線ですが、当時いちばん衝撃的だったのはルソーでした。そして、もっとも退屈だったのがロックでした。ロックの言っていることは当たり前のように思えたのです。今になって考えてみると、自分が日本近代史をよく理解していなかったために、ロックの思想を当り前のことのように受け取ったのだと思います。

さて、この『市民政府論』の最後の9ページ分を使って、訳者の鶴飼さんが「解説」を書かれています。その「解説」によると、1945年の敗戦以前にはロックの『統治二論』の翻訳はなかったとのこと。鶴飼さんは1938（昭和13）年に「京城帝国大学」在職中に翻訳を志し訳稿はできあがったが、「種々の事情から刊行の運びにいたらなかった」という。なぜいたらなかったのか。今となっては「事情」を確認することはできませんが、それについて、松下圭一さんはこう説明します。つまり、戦前に翻訳がなされなかった理由は、『統治二論』の内容が「国体」イデオロギーの中核概念であった「忠孝」に対する「骨太の批判」になる可能性をもっていたからだ、というのです。実際、1886（明治19）年以降、ドイツ系の国家学を中心に法学系の学問をおこなっていた帝国大学の総長が、私立の法律学校をも監督下におくことになりました。こういう教育研究システムのもとでは、どの大学でも『統治二論』を研究したり翻訳したりすること

は不可能だったのだと思います。

国王は神的由来をもつ主権者である。そして、国王以外の人びとは国王の「臣民」であって、「自由」をもたないというフィルマーの説明は、「明治憲法」や「教育勅語」で説かれている、天皇と「臣民」の関係についての説明と酷似しています。そして反対に、フィルマーを批判して、政治社会は人びとの「自由」と「合意」によって成立し、政治社会はすべての人が生まれながらにもっている「固有権」を実現する「装置にすぎない」というロックの説明は、天皇制国家批判として読めるわけです。

戦前、マルクスの著作やロックの『統治二論』以外の著作の翻訳がおこなわれていたにもかかわらず、『統治二論』は訳されませんでした。松下圭一さんが指摘されているように、私にも、ロックのフィルマー批判は天皇制批判として読めます。日本では21世紀になっても、天皇の権威は天照大神の「神勅」以来のものとして説明されることがあります。そして、国民もあえてそれに異議を申し立てません。哲学者のバートランド・ラッセルは『西洋哲学史』のなかで、「王権神授説」の説明をしていますが、この考えは古代のエジプト人、17世紀のイングランド人に受容されてきた。ただ、20世紀になってもこの考えを信じている人びとがいる。それが日本人だと言っています。これは戦争中の本ですが、戦後になっても日本人は、天皇の神聖さを声高には否定しておりません。

スライド25をご覧ください。文部省思想局が1937年に出版した『国体の本義』のことを書きました。1941年刊行の『臣民の道』が『国体の本義』の続きですが、この2冊を読んでも、日本の「国体」がいかに優れているかということが延々と説明されています。「万古不易の国体」と表現されています。そして、「国体に基づく忠孝一本の道理」こそが「国体の精華であって、国民道徳の要諦である」と説明されています。他方で、西洋の「個人主義」は今や行き詰まり、世界の人びとはその行き詰まりを打開できずに苦しんでいる。ここに日本人の「世界史的使命」があって、「国体」の本義を理解して、それによって世界を救済する。「八紘一

宇」にする。これからはファシズムの時代である。1937年とか41年の段階でこう書かれています。西洋の近代思想、とりわけ「啓蒙思想」と「個人」の概念を完全に否定しているわけです。

少し脱線しますが、私も一時、「モダンとポスト・モダンの論争」とか、「リベラルとコミュニタリアンの論争」とかを随分追いかけてきました。しかし、現在思うことは、やはり「モダン」が日本の場合には依然として獲得すべき目標なのではないか。「ポスト・モダン」の強調は、日本では『国体の本義』の思想と共鳴し合ったり、癒着したりする結果を招来する危険があるのではないかと考えているところです。ヨーロッパやアメリカの思想を追いかけていくと、面白いのですが、どうも日本の思想状況と次元が異なる議論になってしまう場合もあるように思っています。最近、日本の近代史を踏まえた上で、ヨーロッパやアメリカのことを研究する必要があるのではないか、と思ったりしています。

スライドの26をみてください。昨年亡くなられた大木英夫さんの『ピューリタン』という中公新書があります。大学院の一年生くらいのときに読んでたいへん感動しました。そのなかで、1950年に日本に来た時のジョージ・サンソムのことばが紹介されています。サンソムは、ヨーロッパと日本の「自由主義」を比べたときに、「個人の尊重」という考えが日本にはないようだと言っていたと、大木さんが紹介されています。憲法13条において国民は「個人として尊重される」というけれども、どうも実際には日本においては「個人の尊重」があまり重視されていないということです。これもとても根源的な指摘だと思います。

「個人」が横に繋がって「国家」ができていくというのが「社会契約説」の「国家」についての説明だと思います。加藤周一さんも、『文学とは何か』のなかで、「国家」について、そのように説明しています。しかし、日本では、「国家」は人びとが横に繋がって作るものであるという認識も弱いと思います。また、「個人」が思想の中心に置かれるという発想も弱い。今でもそうなのではないのかと思います。

次にスライド 27 をご覧ください。2017 年度から小中学校で道徳教育がはじまりましたが、そのときに文部科学省が出した『学習指導要領解説』を読むと、13 条にある「個人」の尊重を基本に置いた憲法の理念と異なるのではないかとと思われることが書かれています。この 13 条は、「個人」が自分の生き方を自分で決め、「個人」の可能性を発揮できる社会をつくるように政府に命じた条文だと思うのです。それが、ロック以来の政治思想に忠実な解釈だと思います。しかし、『学習指導要領解説』によると、「国」は「歴史的に形成されてきた国民、国土、伝統・文化などからなる、歴史的・文化的な共同体」であると書かれています。そして、各人は「我が国の一員としての自覚」を持って「伝統」や「文化」を「次世代に引き継いでいく」役割を果たさなければならないとも書かれています。つまり、「個人」が重要なのではなくて、伝統や文化のトレーガーとして「個人」が位置づけられている。そして「我が国の一員」と言われています。「我が国」というものがあらかじめあって、一人ひとりの人間はその中の一員として伝統や文化を繋ぐ役割、媒介者の役割をしているというわけです。「個人」が自分で自分の生きかたを決めることを応援しようという発想はまったくありません。そうではなく、各人は伝統や文化を繋ぐ役割、媒介者の役割として位置づけられている。ということは、「個人」ではなくて「国家」が先にあって、「個人」は「国家」のためにあることになります。それは「国体」思想の別バージョンの説明なのではないかというように私には読めます。「個人」の生命や自由、ロックのいう property よりも「国」が重視されている。「個人」はそれ自体では重要でないという、ロックの思想とはおよそ違う発想が、文科省の中にあるのではないか。つまり、「国家」が「個人」を意味づけている。ロックの主張によれば、「個人」が「固有権」を実現するために国家をつくる。「個人」が先で「国家」は後にくるというわけですが、文科省の見解は最初に「国家」があって、「個人」は「国家」によって意味づけられる存在である。「客体」である。あるいは、「国家」を成り立たせる一つの「要素」で

戦後日本の政治思想史学は何を問題にしていたのか？

ある。「国家」はたくさんの「要素」からなる「有機体」である。そのように読めます。いわば、「国家有機体説」ですが、これでは『国体の本義』と発想があまり変わっていないのではないだろうか。このようなわけで、ホブズ、ロックの社会契約説における「個人」と「国家」の関係に授業では拘ったわけです。

さて、日本の近代史や天皇制を理解しようとすると、「神道」についての理解が必要になります。そこで、安丸良夫さん、黒田俊雄さん、佐藤弘夫さん、末木文美士さんなどの日本の仏教や宗教関係の本を読んでみました。そこから得られた私なりの解釈をスライド28に書いてみました。ヨーロッパと日本の近代国家は性格が違う。ヨーロッパでは、「西洋政治史」の授業の中で見てきましたように、政教分離が近代国家の出発点にありますし、それを実現するために人びとは戦ってきました。しかし、日本の近代国家の場合は「祭政一致」でスタートしています。最初から「国体」の実現を目指して明治国家が生まれているわけです。「治教」としての「大教」、すなわち、忠孝の道徳を守って天皇に尽すべきことを説く教えですが、新政府はそれによる国民教化を企図していたわけです。戊辰戦争がまだ終わらないうちにこうした「祭政一致」の政策を打ち出しています。

「大教」を宣教使に普及させて国民教化をおこなうという所期の政策は失敗しますが、自由民権運動とか士族の反乱などを平定した後につくられた「帝国憲法」と「教育勅語」をつうじて目的実現がおこなわれてゆきます。この「憲法」では自然権思想は否定されます。また、神的系譜をもち道徳を説く天皇を主権者としています。「教育勅語」では、人びとに対して、天皇の臣下として緊急時には「天壤無窮」の天皇家に尽すことが「忠良なる臣民」の責務として提示されています。フィルマーの説明をなぞっているかのようです。

丸山真男さんがおっしゃる「中性国家」の否定が明治以降の日本国家の特徴であります。「中性国家」であることが西洋の近代国家なのですが、「中性国家」ではないところから出発して敗戦まで行ったのが、日本の近

代国家の特徴です。戦火が拡大してゆくなかで、政府による社会主義者や自由主義者への弾圧が併行しておこなわれます。いわゆる「思想問題」です。日本の近代国家は正統性の基盤を個人の内面の「思想」、すなわち「国家神道」あるいは「国体」においていたために、政府は個人の内面への介入をおこなわざるをえませんでした。

さて、安丸良夫さん、佐藤弘夫さん、黒田俊雄さんというような宗教学者の人たちは、明治になってから日本人の内面生活はそれまでとまったく別のものになったとおっしゃっています。神や仏を敬う江戸時代までの日本人は、神を仏の別の姿であると捉えていた。これはいわゆる「本地垂迹説」ですが、日本列島に住む人びとは、仏様がインドから日本に来るのは大変なので、仏様の代わりを神様がしていると考え、極楽浄土に導いてくれるのは、本当は仏様であるけれども、「粟散辺土」とか「粟散辺地」といったようですが、島国で世界の果ての日本には仏様は来てくれないから、神様が替わりをしていると考えていたそうです。そういう考えが日本人の「伝統的な」思想だったのではないのでしょうか。それが、明治になって拝む対象を政府によって替えられたということです。拝む対象は仏様あるいはその別の姿である神様ではなくて、仏様の裏づけをもたない神様が明治になってからつくられた。皇族とか皇室に貢献した武将たちが拝む対象にされました。仏様ではなくなったわけです。

この辺りに、その後の日本のファシズムの原因のひとつがあるのではないかと考えています。つまり皇統と国家の功臣こそが神だと指定され、「神道国教体制」というものが作られたわけです。私が西洋の歴史や思想の授業の中で強調したのは、ガリカン教会とかアングリカンチャーチなどの国教会から「信教の自由」を勝ち取ろうとする抵抗運動の中から自然権思想や契約的国家観が生まれてきたこと、ポップズやロックがそれを理論化したこと、このようなことでした。またその授業の背後には、国教に対する抵抗運動は西洋だけのものではなくて日本にもあったのではないかという思いがあったということです。

「神道国教体制」というのは安丸良夫さんの言葉ですが、そういうものが明治の日本に作られて、その結果として日本人は天皇の前に平等な「帝国臣民」にされてしまった。この「帝国臣民」だった意識が戦後も続き日本のデモクラシーの障害になっていることを丸山真男さんは指摘するわけです。丸山さんは「シトワイアン」という言葉を使っていますが、「シトワイアン」ではなく「シュジェ」にされてしまった。「シトワイアン citoyen」も「シュジェ sujet」もルソーのことばです。ルソーによると主権のない手が「シトワイアン」で、主権に服従するものが「シュジェ」です。明治国家では国民は主権のない手ではなくて、天皇の前に平等な「帝国臣民」にされてしまった。私なりの解釈としては「神道国教体制」がそうした状況をつくりだすうえで非常に大きな役割を果たしていたのではないかということです。ですから、丸山さんは「天皇に対する権利、権力それ自体に先行する権利というものが認められることは、国体的な正統性が確立して以後は、原理的にあり得なかった」と言っています。敗戦までそのままだった、と言っています。つまりロックが批判したフィルマーの思想が、敗戦まで続いていたし、今も続いているということです。

「神道国教体制」は治安維持法とか特別高等警察によって強化され、結局「なし崩し的に」ファシズムに向かっていきました。この「なし崩し的に」という言葉は、丸山さんが傍点を振って強調しているところです。つまり人びとは「統治権を総攬」する天皇を頂点にした天皇制国家に対して抵抗力をもたなかったわけです。「みずからのうちに日本を相対化するいかなる契機」ももたなくなってしまうというのが、明治以降の日本人の精神生活であると佐藤弘夫さんが書かれています。その結果ファシズムに向かっていったのではないかということです。私は、このような問題意識が背景にあって、宗教改革、キリスト教と宗教戦争、国教会制度、政教分離、信教の自由などの話を延々としてきました。学生から見ると、「この授業は政治学の授業なのに、なぜ宗教の話ばかりするのか」と疑問に思ったかもしれません。しかし、こういう背景があってそのような話をしてきました。

さて、すでにかなり話題を先取りしてきましたが、次に戦後日本の思想史学が提起した問題は何かという本日の主題について議論を進めてゆきたいと思います。

「国体」思想や「国家神道」が明治以降、日本人のなかに政策的に内面化されてきたと思います。あえて言えば、「国体」思想を内面化し「国家神道」の信者になることで日本人がつくられたといえるかもしれません。結論から先に言ってしまえば、その「国体」思想や「国家神道」からいかに抜け出して、デモクラティックなものの考え方を自分のものとするか、というのが、戦後の政治思想史学がずっと問題にしてきたことなのではないかと思います。

政治思想史だけではなく、政治学全般の出発点になった論文というのが「超国家主義の論理と心理」という丸山さんの論文だと思います。丸山先生というと、私は国際基督教大学（ICU）の大学院出身なのですが、博士課程1年目くらいのときに、武田清子先生がすでに東京大学を退官されておられた丸山先生をICUにお呼びして授業が行われました。私もその時に、すでに故人となった渡部淳君（元日大文理学部教授）といっしょに、丸山先生の授業に出席しました。あまり具体的内容は覚えていないのですが、丸山先生の話し方とか表情は非常に印象に残っています。

その丸山先生が戦後まもなくのころ『世界』1946年5月号に「超国家主義の論理と心理」を発表したのですが、1月か2月にはその原稿を書いていたようです。つまり45年の9月に復員した丸山さんが敗戦の翌年に書かれた論文ということになります。ですから、なまなましい戦争体験というものを背後にもちながら書かれています。藤田省三さんは、この丸山さんの論文を読んで大学に行きたいと思ったそうですが、そういう意味で本当に戦後政治思想史学の出発点になった論文です。

スライド32をご覧ください。この論文の中で、「中性国家」という言葉が使われています。カール・シュミットの言葉ですが、「中性国家」というのは、要するに個人の内面に対しては中立を保つという国家のあり方で

す。ヨーロッパの近代国家は国教体制をめぐる長い宗教戦争の後に、あるいは内乱の後に、ようやく「中性国家」になりました。ロックの思想はこの「中性国家」を主張していたわけです。個人の内面に政治は踏み込まないということです。

ところが、日本の場合には、個人の内面に政治権力の正統性の根拠を置いていたわけです。ですから、西洋と日本の近代国家は非常に異なる。「国家主権が精神的権威と政治的権力を一元的に占有」していた。これも丸山さんの言葉ですが、絶対主義の時代にルイ14世がしていたのは、これだと思います。それが明治憲法下の近代日本に実現していた。丸山さんは「国家主権が倫理性と実力性の究極的源泉」だとも指摘しています。先ほどの佐藤弘夫さんのご指摘と同じことなのですが、「国家の対内及び対外活動はなんら国家を超えた一つの道義的規準には服しない」のが日本の国家の特徴であるわけです。こうしたことが「超国家主義の論理と心理」で指摘されています。だから単なる「国家主義」ではなく、「超」なのだと言っている丸山さんは言うわけです。

そのとき、「国体」の中心にいる天皇というのは主権者であって、統治の「総攬者」であって、陸海軍の大元帥であり、同時に道徳を人びとに教えて導く存在でもあった。これだと国家の対内政策も対外政策も、人びとは批判する論拠を持たなくなってしまったわけです。「日本を相対化するいかなる契機」も持つことができなくなったわけです。戦後の思想史学の課題は、いかにして国家を批判する視点を手に入れるかということだったと思います。

丸山さんは「超国家主義の論理と心理」の末尾のところで、敗戦後、日本人ははじめて「自由なる主体となった」と言っています。これは先ほど申し上げたように、1946年の論文ですが、丸山さんは47年にロックについての論文を書いています。「日本における自由意識の形成と特質」という論文です。さらに、49年にも「ジョン・ロックと近代政治原理」という論文を書いています。敗戦後、丸山さんが、日本のデモクラシーを考える

際に、ロックを読みながら考えていたことの証左だと言えると思います。

こうしたことから推察すれば、「超国家主義の論理と心理」末尾の「自由」というのは、ロック的な意味の自由なのではないだろうかと考えられます。つまり選択肢を検証して、その中から一つを選び取るという、極めて主体的な社会との関わり方である。こういう社会との関わり方を持っている主体が、これからの日本の政治のにない手になっていかなければならないということが、この言葉に込められていると思います。

次は「日本の思想」の末尾です。スライド33です。ここでは、その主体を私たちが生み出すことができるかどうかを「革命」の課題であると言っています。戦後まもなくのころの話を、すでに故人ですが、私の恩師の佐竹寛先生に伺ったことがあります。戦後まもなくの頃の上野駅の周辺などは「革命」の雰囲気があったそうです。「暴動」が勃発しそうだったということかと思いますが、戦地から引き上げてきた兵士たちは東北地方出身者が多かったわけですね。その方たちが上野駅周辺に大きな集団をつくりそういう雰囲気をうみだしていたのだそうです。しかし、丸山さんは街頭での「革命」ではなくて、内面を変えるということが必要なのではないかと知っているわけです。何から何に変えるのでしょうか。スライド35を見てください。大江健三郎さんのことですが、そこにありますように、「国体的な信条」を脱して、「民主的エトス」を獲得することだと言っただけでしょう。おそらく社会契約説の中でルソーが言ったようなメンタルなあり方、主権を担う「市民」としての内面形成というのが、戦後日本の政治思想史学の中で課題とされてきたのではないかと思います。

スライド34をご覧ください。福田歓一先生は、学徒出陣で出兵し復員してきて、「大日本帝国の国家破産に自ら立ち会った体験」が、「近代政治原理」の探究という研究テーマに立ち向かうという方向性を決定づけたという趣旨のことを『近代政治原理成立史序説』の「序」の中で記されています。この本はホップズ、ロック、ルソーを扱っているわけですが、その最初のところで、そういうことを書かれています。必要なのは「伝統的な

戦後日本の政治思想史学は何を問題にしていたのか？

思考様式の内的克服と、伝統的な権威からの解放」だとも述べられています。つまり道徳を説く天皇からの解放である。それを「思想の革命」とも言っています。授業の教科書として使った『近代の政治思想』の中でこの言葉を使っています。丸山さんの「日本の思想」の末尾の「革命」もこのような意味でとらえたらいいのではないかと思います。

藤田省三さんは「皇国」の価値体系に代わる「世界普遍の道理」の内面化の必要性ということ『維新の精神』の中で、繰り返し述べられています。「普遍主義的価値」の必要性ということばも使われていて、それを目指して心を入れ替えていく。クリスチャンになるみたいですが「回心」という言葉を使っているわけです。

私たちが今何を受け継いでいくべきかということを考えるときに、戦後の思想史学がこれまで述べてきたような「思想の革命」を問題にしていたとすれば、私たちはそういう「思想の革命」というものを、きちんと受け継いできたのだろうかという問題を設定できると思います。「普遍主義的価値」の獲得とか内面化とか言われますけれども、むしろ今は再び特殊な価値の方に戻ろうとする傾向が強くなっているのではないかという疑問をもってしまふわけです。

スライド 35 をご覧ください。大江健三郎さんは 1999 年に「丸山眞男の言語作用」という講演をされています。その中で「国体的心情への反省」と「それに代わる民主的エトス」を作り出すことが「戦後民主主義の方向づけ」だったと述べられています。「戦後民主主義」は制度としては定着したのかもかもしれません。しかし、「民主的エトス」の方はどうでしょうか。私たちにとって、これはまだ「未完」の課題なのではないでしょうか。ハーバーマス流に言えば、「未完の近代」です。私たちはまだそこにいるように思います。「ポスト・モダン」ではないのではないかということです。大江さんはカリフォルニア大学バークレー校の客員研究員として呼ばれたときに、『丸山眞男集』（全 15 巻）だけを持ってアメリカに行ったそうです。1935 年生まれの大江さんは、14 年生まれの丸山さんの問題

提起を引き継いでいかれました。私は52年生まれですが、やはりこういうものを引き継いでいけないのではないかと考えている次第です。

スライド35の下の方になります。丸山さんの問題提起の延長として、松下圭一さんがいう「市民」も出てくるのではないのでしょうか。すでにご紹介しましたように、ルソーが『社会契約論』のなかで「市民」という言葉を使っていましたが、松下さんによると、「市民」とは、「市民自治を可能とするような政治への主体的な参加という特性を備えた人間型」です。1960年代の後半くらいに、「市民自治」とか「市民政府」とかいうことが盛んに言われました。おそらくその渦中にいたのが松下さんだったと思います。70年、80年と進んでくるに従って、こういう松下さんの提案というのも忘れ去られてしまったように思われます。しかし、これを忘れていいのだろうかということが基本的な疑問として私にはあります。

スライド36になります。湯浅泰雄さんは『日本人の宗教意識』の中で次のようなことをおっしゃっています。「日本思想史の伝統」の中には「永遠で普遍的な人間性」に基づく社会規範（道徳）が見出せない。日本人の行動は「時代の政治状況」に応じて、社会規範も変化するというのです。立憲政治の最高規範である憲法も時代状況が変わったから変えなければならないとなると、憲法が政治の規範ではないという発想が出てきてしまうでしょう。そうすると立憲政治は機能しなくなると思います。その結果、ロックがいう「絶対的で恣意的な権力」が生まれ、「確立された恒常的な法を欠く統治」が出てくるのではないのでしょうか。「安倍政治」というのはまさに「立憲政治」を壊した政治だったのではないのでしょうか。湯浅さんは、「永遠で普遍的な人間性の理念を国際的なつながりの中で求めていく努力」が必要であるということ、この1981年の本の中でおっしゃっています。分裂と対立が激化している国際情勢のなかで今これが必要なのではないかと考えているところです。

スライド37にありますように、「普遍的な原理」、「歴史を超えた何かへの帰依」。こういうものなしに歴史や政治の流れに抗して立ち続けら

れるかというのを、丸山さんと鶴見俊輔さんが対談の中でおっしゃっています。次に引用しました加藤周一さん含め皆さんすでに亡くなれましたが、1950年代、60年代に盛んに発言した方々が問題にしていたことがこうした問題だったのだらうと思います。

加藤周一さんは、1959年に発表された「戦争と知識人」という論文の中で、戦争中の日本の知識人には「天皇・民族・国家をひとまとめにした『日本』を超えるどんな価値概念も真理概念もなかった」と手厳しく批判しています。「祖国日本」を超える価値概念がなかったというわけです。「祖国日本」がものごとを判断するときの最高規範になっていた。その結果として知識人がずるずると戦争に巻き込まれ協力していった。丸山さんは、そのことの「悔恨」だけが戦後に残ったとおっしゃっています。結局、巻き込まれていったのは「祖国日本」を超える「普遍性」とか「超越性」とか、そういった発想がなかったからだと言えるでしょう。もちろん他の答えもあるかと思いますが、そういうことも一つの原因ではなかったのかと思います。

そうすると、私たちは思想的な拠点というのか、根拠というのか、吉本隆明さんみたいですが、「思想の拠点」をどのようにもつのがいいのだろうか。どういう「思想の拠点」が必要なのだろうか。「普遍性」とか、「歴史を超えたもの」、「祖国日本」を超えたもの、それを何かしらもたなければいけない。そうでないと、タモリさんが「新しい戦前」になっていると言っていますが、私たちはそうした動きを押し止めることができないのではないだろうか。このように考えているわけです。つまり、「祖国日本」が戦争に向かうとき、歯止めをかける「思想の拠点」というのは何だろうか。それはおそらく「世界普遍の道理」とか、そういうものではないのかと思います。少なくとも「我が国の一員として自覚」を持って「伝統」や「文化」を「次世代に引き継いでいく」役割を担うという発想は、「思想の拠点」にはならないのだと思います。

新たな戦前ともいわれる今こそ「祖国日本」を超える思想の手がかりが

求められているのではないのでしょうか。また、このことは、戦後日本の思想史学が、1946年の丸山さんの論文以来ずっと問題にしてきたことなのではないかと思えます。

おわりに、皆さまへの問題提起です。スライドの39になります。日本国憲法はアジア太平洋戦争の膨大な犠牲者の上にやっと作られた憲法で、はじめて自然権が政治原理として導入された憲法です。文部科学省の『学習指導要領解説』を見ると、非西洋圏で初めて憲法を作ったのは日本だということ子どもたちに教えなさい、と書いてあります。しかし、「大日本帝国憲法」は立憲主義の憲法ではなくて、疑似立憲主義の憲法です。子どもたちに教えるのなら、「大日本帝国憲法」ではなく、「日本国憲法」が自然権を原理にした憲法であるということ、日本の歴史の中で初めて「立憲主義」を明確にした憲法だということを、しっかり教えることの方が必要なのではないのでしょうか。

日本国憲法、特に第9条はアジア諸国への国際公約だと、私は常々思っています。日本の軍隊は皇軍だったわけです。皇室の「皇」に「軍」です。「皇軍」として中国大陸に行っていました。そして敗戦になった。私たちに突き付けられたのは「皇」を残すか「軍」を残すか、どちらを取るかという課題でした。その課題に直面した日本人は「皇」を残すことを選んだわけです。「軍」を第9条で捨てたわけです。その「軍」を復活させることは、両方を残すことになります。丸山さんがスライド25で言われているように、「中国の生命・財産・文化のあのような惨憺たる破壊」をおこなった日本をアジア諸国の人びとが決して許さなかったわけです。それをおこなった「軍」を今になって再び復活させるということは、「皇軍」を復活させる、「皇」と「軍」を復活させるということになります。これは中国をはじめとしてアジア諸国への国際公約に違反しているのではないのでしょうか。日本が「軍」を持つことはそれこそ百年か千年かわかりませんが、早すぎるのではないのでしょうか。周辺諸国の人びとにしっかり納得してもらってからでないと、まずいのではないかと思えます。

「日本国憲法」によって初めて自由権、特に信教の自由が認められました。西洋の歴史を振り返ってみると、信教の自由が自由権の中心に置かれていたと思います。その自由権、そして個人という発想が保障されたのが「日本国憲法」だと思います。ここでも非常に危機感を感じるのですが、自民党の憲法改正草案の中では、こういう発想が否定されています。自民党のホームページにあるQ&Aを見ると、最初のところに書かれていますが、「自然権」とか「天賦人權」は西洋の発想なので、これを取り入れたら日本独自の憲法はできない。私たちはまずそれを消し去ることから始めたという説明があります。これには啞然としました。と同時に、危機感を持ちました。もし「自然権」が否定されたら、立憲政治というのは何のためにあるのでしょうか。そもそも立憲政治自体がなくなってしまうでしょう。そういう点で、私は非常に危機感を持ちましたので、こういうことも問題提起として共有していただけたらいいなと思います。

憲法を変えることと戦争に向かうことが現実化してきています。アメリカのハロルド・ラスウェルからの引用であると丸山さんは言っていますが、「牢獄兵営国家」という用語が丸山さんの論文の中に出てきます。戦争が始まると軍事機密やスパイ網が増大して行って、政府に忠誠を示さない人々への攻撃も始まるでしょう。今そういう方向に向かっているのでしょうか。安倍政権以来、軍拡による日本の安全の確保という、いわゆる「武闘派」の意見が増えてきているように思います。それに伴って「牢獄兵営国家」の建設に向けた動きも活発化してきているように思います。

「人類普遍の原理」とか「世界普遍の道理」とかいうことをこれまで申し上げてきました。サンソムが言うような「個人の尊重」とか「自然権」は「普遍的原理」なのではないのでしょうか。ポスト・モダンやコミュニタリアンの世界では、そもそも「普遍的原理」という発想自体があまり評価されませんが、コミュニタリアニズムとは違って私は「モダン」にこだわりたいという感じがしております。ユルゲン・ハーバーマスのいう「未完の近代」という指摘がどうしても頭に残ってしまいます。一旦消えてし

まったように見える「市民」という考えも、もう一度考えなおしてみる必要がありそうな気がしています。

最後になりますが、本日は長時間ほんとうにご清聴ありがとうございました。抽象的なお話が中心で、何も具体的な話がありませんでした。思想史という学問領域の特性だと思ってお認めいただくほかないかなと思います。

これもちまして、私の武蔵野大学での講義はすべて終了になります。ほんとうに長い間お世話になりました。ありがとうございました。皆さまのご健康とご多幸を祈念して講義を終わりにしたいと思います。また、これからも平和が続くようにと祈るばかりです。平和を守るために私もなんとかできることはしてゆきたいと思っております。

最初に申し上げましたように、武蔵野大学での私の半生というのは、教育はおこなってきましたけれども、研究は十分にできたとは言えません。それは結局、変化の時代の武蔵野大学の中にいた者として、やむをえないことだったのだらうとも思います。しかし、ようやく武蔵野大学も規模を拡大し、財政基盤も安定してきて、教育と研究をしていける条件が整ってきたところだと思います。私が武蔵野大学でおこなってきたことは、先生方が教育と研究をできるような基盤作りをすることではなかったかと思っている次第です。私はそういう意味で、教育も研究も納得のいく形でできたわけではありませんけれども、ここにいらっしゃる先生方には、ようやく充実してきた基盤を使って、ますます良い教育や良い研究をおこなって、武蔵野大学をより良い大学に作り替えていただけたら、私としてはやりがいがあったと思えますし、自分の行ってきたことの意味もあったのではないかと考えているところです。なにとぞ今後とも武蔵野大学をよろしく願います。皆さま、長い間お世話になりました。ご清聴ありがとうございました。

後藤学科長 中村先生、ありがとうございました。ご経歴を拝見したら、本学に来られたのは1987年4月でしたので、中村先生には36年にわたっ

戦後日本の政治思想史学は何を問題にしていたのか？

て本学の発展に尽くしていただきました。今日のお話も、これからの日本を視野に入れ、非常に幅広い視点からいろいろお考えになっていて、政治学科を引き継ぐ身としても、これからの日本を引き継ぐ身としても、非常に重い問題といたしますか、中村先生の思いというものを受け取らせていただいたお話でした。会場の皆様も今のお話を聞いてお考えになったことが多々あるかと思います。最後にもう一度、中村先生に盛大な拍手をお送りください。

戦後日本の政治思想史学は 何を問題にしていたのか？

—これまでの授業を振り返って受け継ぐべきことを考える—

1

2023年1月26日4限

有明キャンパス1号館208番教室

武蔵野大学法学部政治学科 中村孝文

2 目次

- 担当授業の内容紹介（スライド#3—22）
- 授業の背後にある私の問題意識（#23—31）
- 戦後日本の思想史学が提起した問題（#32—38）
- おわりに—問題提起（#39）
- 最後の挨拶（#40）

3

担当授業の紹介

- 西洋政治史1 (1学期)
中世初期 (カロリング期フランク王国・神聖ローマ帝国初期) →中世盛期 (「キリスト教共同体」)
→中世末期 (フランス王権の自立と百年戦争勝利) までの政治史 (聖職叙任権闘争と国教会制度中心に)
- 西洋政治史2 (2学期)
宗教改革、宗教戦争、絶対王政、フランス革命までのフランス政治史 (国教会制度と信教の自由中心に)
- 政治学史1 (3学期)
プラトン、アリストテレス、ストア派・エピクロス派、アウグスティヌス、トマス・アクィナス、マル
シリウス・デ・パドヴァ、マキアヴェリイの政治思想 (自然法思想、マキアヴェリイのstatoを中心に)
- 政治学史2 (4学期)
ホッブズ、ロック、(ルソー)の政治思想 (「国教会制度」「政教分離」「信教の自由」「自然権」=
「固有権」「社会契約」を中心に)
- プレゼミ、ゼミ1、ゼミ2、ゼミ3、ゼミ4、卒論

4

西洋政治史1の授業の到達目標

- 西洋政治史1の到達目標
主権国家 (地域国家) の成立過程を理解し説明できるようになること。
- 主権国家 (地域国家) とは何か？
 - (1) 主権国家 (地域国家) は1500年前後にフランスに出現し、その後西ヨーロッパから全世界に広まった国家形態。
 - (2) 主権国家 (地域国家) は以下の2つの条件がそろった時に成立した。
 - ① 世俗権力を集中的に掌握した王が「キリスト教共同体」から自立したとき。
 - ② 多元的な権力を統一した王が国境を画定し国内の主権を掌握したとき。

授業の内容—その1（「キリスト教共同体」の確立）

■ 中世初期（カロリング期、神聖ローマ帝国初期）の歴史

- ① 476年西ローマ帝国崩壊→ガリアの「キヴィタス」civitasは司教座都市になる。
- ② 司教・大司教は聖俗の統治・行政の要（宗教生活＋日常生活全領域の首長。「聖界領主」）。
- ③ フランク王国でも神聖ローマ帝国でも聖職叙任権は世俗権力がもっていた。

■ 中世盛期（11世紀から13世紀末「キリスト教共同体」の時代）の歴史

- ① 教会・修道院改革（シモニアやニコライズム等の腐敗の原因を**世俗権力の介入**にあるとした）
→教会・修道院の世俗権力からの**独立を求め**る（「グレゴリウス改革」）。
- ② ローマ教皇が聖職叙任権を主張する→**皇帝と教皇の間で聖職叙任権闘争開始**
- ③ 教権が俗権に勝ち皇帝や国王を支配下に置く**時代になる**（教権の武器は「破門」「聖務禁止」）→「キリスト教共同体」（「キリスト教国家」）が西ヨーロッパに出現する。

授業の内容—その2（主権国家・地域国家の成立）

■ 中世末期から初期近代—フランスが「キリスト教共同体」から独立。

- ① 1303年アナーニ事件（フランス王フィリップ4世が教皇ボニファティウス8世を逮捕）。
- ② 1309年アヴィニョン捕囚（フィリップ4世が教皇クレメンス5世を国内に連行）。
- ③ 1310年フィリップ4世がリヨンを併合。

■ 1516年「ボローニャ政教和約」成立（フランソワ1世と教皇レオ10世）

- ① フランス王が聖職叙任権を獲得（世俗権力の首長である王が宗教上の首長を兼務する）
- ② **フランス王国が「キリスト教共同体」から分離独立**
- ③ **カトリックがフランスの国教になる**（「ガリカニスム」＝「フランス国家教会主義」成立）
- ④ フランスが主権国家（地域国家）になる。
→絶対王政（国王が聖俗両領域の主権を掌握した政治体制）の素地が確立した。

戦後日本の政治思想史学は何を問題にしていたのか？

授業の内容—その3（主権国家・地域国家の成立）

7

- ▶ 1453年百年戦争の勝利→主権国家・地域国家としてのフランス王国の成立
- ①1066年Norman Conquest「ノルマン征服」
（ノルマンディ公ギヨームがイングランドを征服しウィリアム1世になる→これ以後
イングランド王はフランス王の臣下になる）
- ②1154年「アンジュ帝国」成立
（アンジュ家=プランタジネット家がフランスとイングランドに広大な領地を所有）
- ③1169-1259年「第一次百年戦争」
（アンジュ家の相続争い+イングランド王によるフランス王位要求）
- ④1337-1453年「第二次百年戦争」
（プランタジネット家が領土と王位をフランス国王に要求）
- ⑤1453年フランス軍がイングランド軍に勝利しフランス王の主権と領土が確定。

8

西洋政治史2の到達目標

▶ 到達目標

「人権宣言」（「人および市民の権利宣言」）において、「信教の自由」「表現の自由」をふくむ「自由権」が「個人」の「自然権」（「固有権」）として位置づけられ、「政教分離」や「主権在民」が政治原理として確立するまでの歴史を理解し説明できるようになること。

9

授業の内容ーその1

(カルヴィニズムのフランスへの影響とユグノー戦争)

- ▶ 1536年カルヴァン『キリスト教綱要』（ラテン語版）出版
- ▶ 1541年『キリスト教綱要』（フランス語版）出版
「信仰のみ」「聖書のみ」「万人司祭主義」を主張（国教会制度＝ガリカニスム否定）
→10年ほどでカルヴィニスト（ユグノー）が増加（総人口の1割強が改宗）
- ▶ 1562年ユグノー戦争（政府と貴族層によるユグノー弾圧）開始（一応の終結は1598年）
（1572年8月24日サン・バルテルミの大虐殺。パリだけで4000人が殺害される。）
- ▶ ジャン・ボダン等「ポリティーク」（官僚・知識人）の出現
→政治の目標は個人の生命や安全→宗教の相違を政治問題にしないこと（「寛容」）を主張。→また、国王が「主権」をもつことを主張。
- ▶ 「ポリティーク」の宗教的「寛容」の提案を容れて、1598年アンリ4世が「ナントの勅令」を発出→各人に「信教の自由」を容認（ガリカニスムの停止）

10

授業内容ーその2

(フランス革命と「人および市民の権利宣言」)

- ▶ 1685年「フォンテーヌブロー勅令」（ルイ14世）
→「ナントの勅令」撤回→ユグノー弾圧。絶対王政とガリカニスムの最盛期
- ▶ 17世紀・18世紀啓蒙思想家の輩出
モンテスキュー、デイドロ、ヴォルテール等が寛容・理性・科学を強調
→カフェや新聞・雑誌を通じて「輿論」が政治を動かす時代がはじまる。
- ▶ 1789年7月9日「憲法制定国民議会」設置（三部会の発展）
- ▶ 同年7月14日パリ市民のバスティーユ監獄襲撃（フランス革命の開始）
- ▶ 同年8月26日「憲法制定国民議会」が「人および市民の権利宣言」採択
（人は「自由かつ権利において平等」、国家は「個人の不滅の自然権の保全」のためにある。自然権とは「自由・所有権・安全・圧政への抵抗」。信教・言論の自由、
法の支配、権力分立、主権在民等を宣言）→ガリカニスムを否定し、「信教の自由」を実現した。→1791年憲法の冒頭に掲げられた。

11

政治学史1・政治学史2—到達目標

- 政治学史2の到達目標（政治学史1は省略）
 - (1) ホブズとロックの政治思想における「個人」と「国家」(commonwealth, political society) の関係を理解し説明できるようになること。特に、「国家」や「政府」は「自然権」natural right (「固有権」property) をもった「個人」individualが相互に合意して、つくったり、つくりかえたりすることができるという考え方と、「国家」や「政府」をつくる目的が「個人」の「自然権」(「固有権」)の実現や保全であるという考え方(「社会契約説」)を理解し説明できるようになること。
 - (2) 「個人」の「信教の自由」の要求が近代国民国家形成の歴史的動因になったことを理解し説明できるようになること。

12

政治学史2の授業内容—イングランド史(その1)

- 政治学史2の授業内容（政治学史1は省略）
 - ホブズ・ロックの著書が書かれた時代背景
 - (1) 1534年ヘンリ8世「国王至上法」を公布
イングランド国内の霊的・教会的ことがらにおける唯一最高の決定者・統治者はイングランド国王であることを宣言。
 - (2) この法律によって、イングランド国内の教会・修道院へのローマ教皇の関与が排除されることになった(「キリスト教共同体」からの独立)。
 - (3) イングランドではこの法律によって世俗の支配者である国王が、同時に宗教上の首長でもあるイギリス国教会制度を採用することになった。

政治学史2の授業内容—イングランド史（その2）

13

- ▶ 1550年代カルヴィニスト（後のピューリタン）の増加
- ▶ 1600年代ピューリタンたちによる「信教の自由」要求の拡大。
- ▶ 国王（ジェームズ1世、チャールズ1世）は要求を拒否。
- ▶ 1620年ピルグリム・ファーザーズPilgrim Fathersがアメリカ移住
→11月11日Mayflower Compactに各人が合意してプリマスに「政治体」 a civil Body Politickをつくる。
- ▶ 1642年チャールズ1世が「長期議会」を武力攻撃→内乱の開始
- ▶ 1649年議会軍（クロムウェル）がチャールズ1世を処刑（ピューリタン革命）→1653年クロムウェルが議회를解散し独裁的支配者となる。
- ▶ 1651年 ホッブズ『リヴァイアサン』 Leviathan発表。

政治学史2の授業—イングランド史（その3）

14

- ▶ 1660年4月「ブレダ宣言」（チャールズ即位後信教の自由の保障を議会で約束）
- ▶ 同年5月議会はこの条件に同意しチャールズ2世をイングランド王にする。
- ▶ しかし、即位後チャールズ2世（カトリック教徒、ルイ14世の従弟）は信教の自由を否定し、カトリック優遇と国教会・ピューリタン差別の言動を繰り返す。
- ▶ 1673年議会（国教徒中心）審査法Test Act制定→国王と議会との対立が深まる。
- ▶ 1679年と80年シャフツベリ伯中心に「ヨーク公王位継承排除法案」を議会上程するが否決→国王側はシャフツベリ伯が大逆罪未遂事件を起こしたとして告訴。
- ▶ 1680年ロバート・フィルマー『パトリアーカ』（『家父長論』）出版（王は神から支配権を与えられた。家では父に従うように、人びとは王に服従することが自然にならている。→「家」同様、「国家」は「個人」の出生に先立って存在している。）
- ▶ 1682年シャフツベリ伯、オランダ亡命。
- ▶ 1683年ジョン・ロック、オランダ亡命（1666年以来シャフツベリの秘書兼侍医）。

戦後日本の政治思想史学は何を問題にしていたのか？

政治学史2の授業内容—イングランド史（その4）

15

- ▶ 1685年チャールズ2世没→ヨーク公がジェームズ2世として即位。
- ▶ 1688年6月10日ジェームズ2世の息子ジェームズ・フランシス・エドワード誕生。
(ジェームズ2世は息子をカトリック教徒として教育することを宣言。)
- ▶ 6月30日議会（上下両院）はオランダのオラニエ公ウィレム3世に支援を依頼。
- ▶ 11月5日オラニエ公、兵を率いてイングランドに上陸（名誉革命の開始）。
- ▶ 12月23日国王ジェームズ2世、フランス亡命。
- ▶ 1789年2月12日議会が「権利宣言」（立法権が議会にあることを宣言）を作成しオラニエ公に提示→オラニエ公承認。
- ▶ 2月13日議会はウィリアム3世とメアリ2世のイングランド王への即位を承認する。
- ▶ 5月24日議会で「寛容法」Toleration Act成立。
(国教会制度は残しながらもプロテスタント非国教徒に信教の自由を認める)。
- ▶ 12月議会在「権利章典」Bill of Rightsを法律として公布（議会の立法権が確立された）。

政治学史2の授業内容—ロックの政治思想（1）

16

- ▶ ジョン・ロック『寛容についての書簡』の内容
- ①「国家commonwealthとは、人びとがつくった社会にすぎない。その目的は自分たちの社会的利益civil interestsを確保し、護持し、促進するためである。」（*John Locke, Two Treatises of Government and Letter Concerning Toleration, Yale UP, p.218*）。
- ②「私が言う社会的利益とは、生命、自由、健康、身体の安全、さらに外的な所有物、たとえばお金や土地や住宅や家具などのようなもの、のことである。」（*ibid, p.218*）

政治学史2の授業内容—ロックの政治思想 (2)

- ▶ ジョン・ロック『寛容についての書簡』の内容 (続き)
- ③ 「このような世俗的な事物の所有を、平等な法の公平な執行によって、国民全体に、また特に臣民一人ひとりに確保することこそが、為政者 *civil magistrate* の義務である。」 (*ibid*,p.218)
- ④ 「**為政者の権限**は社会的な事柄だけに限定され (中略) けっして魂の救済には及ばない」 (*ibid*,p.218)
- ⑤ 「教会」とは「人びとの自発的な集まり *voluntary society*」。「教会とは自由かつ自発的な集団 *free and voluntary society*」。(*ibid*,p.220)

政治学史2の授業内容—ロックの政治思想 (3)

- ▶ 『統治二論』の内容
- ① 前篇—フィルマーの著作『パトリアーカ』(家父長論)への反論
- ② 後篇—「固有権」をもつ「個人」が合意して「政治社会」をつくるとの自分の考えの提示
- ▶ 『統治二論』は1683年のオランダ亡命前に執筆が完了していた(出版は1689年)。
1679年の「ヨーク王位継承排除法案」が提案される前(or前後)に後篇が執筆された。
1680年フィルマー『パトリアーカ』*Patriarcha*出版→それへの反論として前篇が書かれた。
1683年ロックは原稿をもってオランダに亡命した→ボレミックな著作。
- ▶ 出版されたときの表紙には次のように書かれている。
Two Treatises of Government:
In the Former, The False Principles and Foundation of Sir Robert Filmer, And His Followers, Are Detected and Overthrown.
The Latter is an Essay Concerning The True Original, Extent, and End of Civil-Government.

政治学史2の授業内容—ロックの政治思想（4）

- フィルマーの「誤った原理や根拠づけ」 The False Principles and Foundation of Sir Robert Filmer, And His Followersとは何か？
- フィルマーの『パトリアーカ』（『家父長論』）の表紙には以下のように書かれている。
- Patriarcha: a Defence of the Natural Power of Kings against the Unnatural Liberty of the People. (人びとの不自然な[正当な根拠のない・不当な・人工的なartificial]自由に対して国王の自然な[正当な・当然な]権力を擁護する。)
(patriは父の意味→父の家は個人より先にある。国家も個人より先にある。個人は父に服すように主に服さねばならない。)
- ロックが言いたいことは、フィルマーの主張（王の権力が自然・当然）こそまちがっているfalseということ。
- ロックの考えでは、「人びとの自由」こそが「自然な」naturalことである。反対に国王がもっている権力powerは、国民が委任した（「信託」した）結果として生まれたものにすぎないし、政治社会（国家）は個々人の「合意」によってつくられるもので「合意」より前にあるわけではない。

政治学史2の授業内容—ロックの政治思想（5）

- 『統治二論』後篇で主張されるロックの国家論はどのようなものか？
 - (1) すべての「個人」は生まれながらに「固有権」（「自然権」）propertyをもつ。（5章27節）
 - (2) 「自然状態」に置かれた人間はだれもが「自然法」、すなわち「理性」の法にしたがって行動する。（2章6節）
 - (3) 「理性」の法は次のように教えてくれる。すべて人間は平等なので、何人も他者の生命life・健康health・自由liberty・所有物possessionsを損傷すべきでない。（2章6節）
 - (4) ただし、政府（特に裁判所）がなければ不便なので、人びとはお互いに合意しあって社会をつくり、政府をつくる。（2章14節・15節）
 - (5) 政府の目的は、すべての人が生まれながらにもっている「固有権」（「自然権」）、すなわち、各人の生命、自由、所有物の維持や保全である。（7章85節・8章95節）

政治学史2の授業内容—ロックの政治思想（6）

- ▶ 『統治二論』後篇（続き）

- (6) 「政治社会の起源は一体となって一つの社会を作ろうという各個人の合意」である（8章106節）
- (7) 政府は人びとの「信託」trustによってつくられている「信託的権力」にすぎない。（13章134節）
- (8) 「絶対的で恣意的な権力、あるいは確立された恒常的な法を欠く統治は（中略）社会および統治の目的とは両立しえない。」（11章137節）
- (9) 政府が、個人の「固有権」を侵害したとき（国民の「信託」に違約したとき）には、国民は政府をつくりかえる権利を行使できる。（19章221節）
- (10) 政府の仕事の善し悪しを判断する最終的審判者は一般の人びとである。（19章232節）

政治学史2の授業内容—ロックの政治思想（7）

- ▶ ロックの「自由」libertyとは何か？

- ① 「自由」は欲望desireにしたがって行為することではない。
- ② 人間は自分の多様なすべての欲望を比較考量し、あれこれの欲望をいったん停止する力をもっているwe have a power to suspend the prosecution of this or that desire.
- ③ 人間は、多様な欲望すべての公正な検討の後に得られた最終結果にしたがってupon due examination意志したり行動したりすることができる。
- ④ こうした意志や行動が「自由」な意志や行動である。

（John Locke, *An Essay Concerning Human Understanding*, Penguin Classics, p.233, 242-243.

ロック「人間知性論」『ロック・ヒューム』中央公論社「世界の名著」116-117ページ）

- ▶ 丸山眞男のロックの「自由」への見解

「自由」とは欲望に従って行動することではなく、「理性的な自己決定の能力」の行使を意味する（丸山眞男「日本における自由意識の形成と特質」1947年）。

23

授業内容の背後にある問題意識（1）

- 日本国憲法11条
「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」
- 日本国憲法13条
「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」
- 第19条
「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」
- 第20条
「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。」
- これらの条文の背後にはホブズやロックの自然権思想がある。

24

授業内容の背後にある問題意識（2）

- 日本国憲法第10章（「最高法規」）97条
「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」（自民党改憲草案は削除）
- 「自然権」（「個人」が生まれながらに権利として持つ、生命・健康・自由・所有物ーロック）はユグノー戦争、ピューリタン革命、アメリカの独立革命、フランス革命などの戦争や革命をへて「寛容令」「人権宣言」「合衆国憲法修正第1条」ではじめて政治の目的とされた。
- 「自由民権運動」が「天賦人権」を目標にしたが明治憲法で否定された。
- 97条はアジア太平洋戦争の死者（日本人310万人、日本以外の東アジア全体で1300万人or1882万人『日本史料』「現代」）の犠牲の上に成立した条文。

25

授業内容の背後にある問題意識（3）

- 『国体の本義』（1937年、文部省思想局）によると、「西洋近代思想の根柢」にある「個人主義」はすでに時代に合わなくなっている。今求められている思想は、「我が国独自の」「万古不易の国体」という思想である。そこに日本の「世界史的使命がある。」
- 戦後政治学と政治思想史学はこの思想とファシズム支配に黙従したことへの「悔恨」と「反省」からはじまった。
- 支配者だけでなく「国民＝被治者の戦争責任」もある。「少くも中国の生命・財産・文化のあのような惨憺たる破壊に対してわれわれ国民はやはり共同責任を免れない。」
- 「日本政治秩序の最頂点に位する人物の責任問題」について論じることを避ける「自由主義者やカント流の人格主義者」が「極力議論を回避しようとしたり、或は最初から感情的に弁護する態度に出たり」することは「日本の知性の致命的な脆さ」を暴露している。
（丸山眞男）
- 私見：日本の政治的・倫理的課題に根を下ろしたヨーロッパ研究が必要なのではないか。

26

授業内容の背後にある問題意識（4）

- 大木英夫（1928—2022）『ピューリタン』（1968）によると、サー・ジョージ・サンソムは「日本史と西洋民主主義の伝統」という講演（1950年12月）で次のように述べた。西ヨーロッパと日本の相違点は「自由主義的伝統の主たる要素、すなわち個人の尊重が存在しないこと」である。
- コメント：「個人の尊重」は宗教改革と宗教戦争を通じて西ヨーロッパが学んだ価値観。また、日本国憲法13条（「個人として尊重される」）に導入された思想。
- 私見：日本人の思想では「個人」がそれ自体として尊重されることはなく、「国家」との関連で「個人」が位置つけられることが多いのではないか。
- 加藤周一（1919—2008）『文学とは何か』（1964年）によると、近代社会や国家は、「理性的なものに根柢をおく、自覚的な個人と個人との横のむすびつき」で成立する。
- 私見：加藤の説明は社会契約論の説明。たとえば、ロックによれば、「国家」は個人と個人の合意によってつくられる。
- しかし、日本では、社会や国家は加藤の説明のように理解されていない。

27

授業内容の背後にある問題意識（5）

- それでは、現代日本で「個人」と「国家」はどう関係づけられているのだろうか？—文部科学省の見解から考える。
- 文部科学省は「国」についての以下のように言う。
「国」は「歴史的に形成されてきた国民・国土・伝統・文化などからなる、歴史的・文化的な共同体」
→各人は「我が国の一員として自覚」をもって、「伝統」や「文化」を「次世代に引き継いでいく」役割を果たさなければならない（中学校学習指導要領解説平成29年告示道徳編）。
- また、「神話・伝承」を教えること、「天皇への敬愛の念を深める」ことも教育目標にされている（小学校学習指導要領平成29年告示社会の項）。
- 私見：個人の生命や自由より「国」が重視されている。個人はそれ自体で重要なのではなく、「伝統」や「文化」の媒介者として位置づけられている。「個人」を尊重しない点で、『国体の本義』の思想が継承されているのではないか。
- 社会契約説は、「個人」が「自然権」を実現するために「国家」をつくる。
- 文部科学省の見解は、「国家」が「個人」を意味づける。

28

授業内容の背後にある問題意識（6）

- 明治時代に形成された日本の近代国家と西ヨーロッパ近代国家の性格の相違
西欧—政教分離、信教の自由の各人への保障、「自然権」の実現が国家の目的。「中性国家」だった。（丸山眞男）
日本—「祭政一致」、「日本型政教分離」（安丸良夫。伊勢神宮と天皇崇敬を頂点とする「国家神道」と、神祕系譜をもち道徳を説く天皇を主権者とする「国体」への同意・服従を前提にした「信教の自由」。政府は「個人」の内面に関与した。「思想問題」。）
- 明治国家は日本人の精神生活の大転換をつくりだした（日本ファシズムを促した）
 - ① 明治政府が明治初年にとった神仏分離・廃仏毀釈の政策をつうじて、「神は仏の別の姿」（『本地垂迹説』、黒田俊雄『王法と仏法』）と長い間考えてきた「日本人の精神史に根本的のといつてよいほどの大転換が生まれた。」（安丸良夫『神々の明治維新』）
 - ② 千数百年伝統として持続してきた「本地垂迹説」は否定され、「『純粋な』神々の世界」（佐藤弘夫『『神国』日本』）への新しい信仰を政府から強制される時代がはじまった。
 - ③ 神々の頂点に「皇祖皇宗」と「天皇」がおかれた。

授業内容の背後にある問題意識（7）

- 日本の近代国家は「神道国教体制」（安丸良夫）の上に成立した。
 明治政府は、仏様を拝んできた日本人に対して、「皇統と国家の功臣こそが神だと指定」し、拝む対象を新しくし、信仰を入びとに強制した。こうして私たち日本人の精神生活は江戸時代までの人びとと異なるものになった。
 （安丸良夫、ホブズボウム他「伝統の創出」）
- 1889（明治22）年の大日本帝国憲法と、1890（明治23）年の教育勅語に基づく学校教育をつうじて、新しくつくられた「国家神道」（皇祖皇宗と天皇を拝む宗教）が国民や子どもたちの「脳髄に感覚せしめ」（「教学聖旨」）られ続けていった。
- コメント：「神道国教体制」はロックが否定した「国教会」のしくみ。

授業内容の背後にある問題意識（8）

- その結果、日本では、「天皇の前に平等な帝国臣民」が誕生した。「臣民」は「権力の対象」であって「権力のにない手」ではない。「権力をにない手」は「市民（シトワイアン）」であるが、「市民」は生まれなかった。
 （丸山眞男「思想と政治」1957年）
- コメント：「市民」citoyenとは主権のにない手のこと（ルソー『社会契約論』）
- また、「権力の侵し得ない基本的人権は、そこでは根本的に欠けていた。」「国家権力の頂点をなす天皇に対する権利、権力それ自体に先行する権利というもの認められることは、国体的な正統性が確立して以後は、原理的にあり得なかった」。
 （丸山眞男「思想と政治」1957年）。
- コメント：日本では、敗戦まで、ロックが『統治二論』で批判したフィルマーに類似した論理が生きていた。

31

授業内容の背後にある問題意識（9）

- ▶ 1925年以後、「神道国教体制」は治安維持法（国体侮辱罪、神宮侮辱罪）と特高警察によって強化された。
- ▶ このように公教育と警察権力によって「脳髓」にたたきこまれた「国家神道」の内面化の結果として、日本人の思想は「みずからのうちに日本を相対化するいかなる契機」ももちえなくなった。（佐藤弘夫『「神国」日本』）
- ▶ こうして、明治憲法下で、人びとの生活意識はきわめて同質的で「過剰同調型」のものにつくりかえられていった（安丸良夫『神々の明治維新』）。
- ▶ その結果、日本社会は「なくす的に」ファシズムに向っていった。（丸山眞男「ファシズムの現代的状況」）

32

戦後日本の思想史学が提起した問題（1）

- ▶ 丸山眞男「超国家主義の論理と心理」（1946年『世界』5月号）
- ▶ 戦後日本の思想史学の出発点になった論文。
 - （1）明治維新以後の近代日本国家はヨーロッパ近代国家と異なり「中性国家」ではなかった。→「道徳共同体としての明治国家」（三谷太郎）
 - （2）日本では「国家主権が精神的權威と政治的權力を一元的に占有」してきた。
 - （3）「国家主権が倫理性と実力性の究極的源泉であり両者の即自的統一である」
 - （4）「国家の対内及び対外活動はなんら国家を超えた一つの道義的規準には服しない」→政府を批判する手掛かりがなかった→戦後は「悔恨」が残った。
- ▶ 「国体」は絶対的だった（①天皇は主権者で、統治の総攬者、陸海軍の大元帥という制度＋②道徳を教え人びとを正しい方に導く役割をもち、「万世一系」の神的系譜に属す信仰対象・捧まれる現人神）
- ▶ 結果的に日本人は佐藤弘夫の言うように、日本人は「日本を相対化するいかなる契機」ももつことができなかった（佐藤弘夫）。

戦後日本の思想史学が提起した問題（2）

- 丸山眞男（1914—1996）の提起問題
 - （1）「日本軍国主義に終止符が打たれた八・一五の日はまた同時に、超国家主義の全体系の基盤たる国体とその絶対性を喪失し今や始めて自由なる主体となった日本国民にその運命を委ねた日でもあったのである。」
（「超国家主義の論理と心理」末尾）
 - （2）この「国体」から抜け出すためには「強靱な自己制御力を具した主体」が必要である。「その主体を私達がうみだすことが、とりもなおさず私達の『革命』の課題である。」（「日本の思想」末尾）
- 私見：ロックの「自由」＝「理性的な自己決定の能力」をもった「市民」によって担われるデモクラシーをめざしていた。→未達成の課題

戦後日本の思想史学が提起した問題（3）

- 福田歓一（1923—2007）『近代政治原理成立史序説』「序」（1971年）
「学徒出陣」と「大日本帝国の国家破産に自ら立ち会った体験」→「伝統的な思考様式の内面的克服、伝統的な権威からの解放」－「思想の革命」
- 藤田省三（1927—2003）「維新の精神」（1962年）（『維新の精神』所収）
「皇国」の価値体系に代わる「世界普遍の道理」の内面化。
「世界と国民とによって繰返し点検され検証される普遍主義的価値」による「回心」。
- 私見：「思考の革命」も「普遍主義的価値」の獲得も未だ達成されていない思想的課題。

35

戦後日本の思想史学が提起した問題（4）

- 大江健三郎（1935年生まれ）「丸山眞男の言語作用」（1999年）（『鎖国してはならない』所収）
「絶対天皇制」の「呪力からの解放」による「新しい日本人」となること。
「国体的心情への反省」と「それに代わる民主的エトス」を作り出すことが「戦後民主主義の方向づけ」だった。
- 私見：「国体的心情への反省」と「それに代わる民主的エトス」の獲得は未完の課題
- 松下圭一（1929—2015）『市民自治の憲法理論』（1975年）
「日本における人間型の転換」を提案→すなわち「市民」の創出
松下によると、「市民」とは「自由・平等という共和感覚をもった自発的人間型、したがって市民自治を可能とするような政治への主体的参加という特性をそなえた人間型」
- 私見：「市民」も未完の課題

36

戦後日本の思想史学が提起した問題（5）

- 湯浅泰雄（1925—2005）『日本人の宗教意識』（1981年）
「日本思想史の伝統」のなかには「永遠で普遍的な人間性」にもとづく社会規範（道徳）が見出せない。日本人の行動は「時代の政治状況」に応じて社会規範も変化する。→憲法も「時代の政治状況」に応じて変化する。
→憲法が政治を縛る規範として機能しなくなる。→立憲政治が機能しない。
→その結果、ロックが言う「絶対的で恣意的な権力」と「確立された恒常的な法を欠く統治」（『統治二論』11章137節）が生まれる可能性が常にある。
- 私見：湯浅の言う「永遠で普遍的な人間性の理念を国際的なつながりの中で求めてゆく努力」が今後の課題。

戦後日本の思想史学が提起した問題（6）

- 丸山眞男・鶴見俊輔（対談）「普遍的原理の立場」（1967年）の丸山の発言
「普遍的という発想」が日本人には弱い。「民主主義とか基本的人権」は「普遍理念」。
- 丸山眞男・加藤周一（対談）「歴史意識と文化のパターン」（1972年）の丸山の発言
「歴史をこえたものかへの帰依なしに、個人は『周囲』の動向に抗して立ちつづけられるだろうか」
- 加藤周一「戦争と知識人」（1959年）
戦争中の日本の知識人には、「天皇・民族・国家をひとまとめにした『日本』を超えるどんな価値概念も真理概念もなかった」。
「祖国日本」を超える価値概念がなかった。「国民の義務」のもとに生活していた。

私見：戦争中の知識人は、政府の戦争遂行政策を批判する思想的根拠（「日本」を超える「普遍理念」）を持たなかった。現在のわれわれはそれをもっているのだろうか？

戦後日本の思想史学が提起した問題（7）

- 丸山眞男・加藤周一・藤田省三・湯浅泰雄・大江健三郎の提起した問題
敗戦前の知識人には「祖国日本」を超える価値概念をもたなかった（加藤）→戦争中への反省や悔恨
→戦後の思想の課題は「世界普遍の道理」（藤田）の内面化だった。
- しかし、文部科学省の言うように、「国」は「歴史的に形成されてきた国民・国土・伝統・文化などからなる、歴史的・文化的な共同体」であり、各人は、「我が国の一員として自覚」をもって、「伝統」や「文化」を「次世代に引き継いでいく」役割を果たさなければならないとなると、「世界普遍の道理」を内面化した「個人」は成り立つ基盤が存在しない。
- 私見：個人の生命や自由より「国」が重視されている。個人はそれ自体で重要なのではなく、「伝統」「文化」の媒介者（「国」の一要素）として位置づけられている。したがって、「祖国日本」を超える思想的手掛かりが得られない。
- 私見：「祖国日本」が戦争に向かう時、歯止めをかける思想的拠点が見いだせない。

39

おわりに一私から皆さまへの問題提起

- (1) 日本国憲法はアジア・太平洋戦争の膨大な犠牲者のうえにやっとなされた憲法（はじめて「自然権」が政治原理として導入された）。
- (2) 日本国憲法（特に9条）はアジア諸国への国際公約。
- (3) 日本国憲法によって、はじめて「自由権」が「個人」に保障された。
- (4) 今、憲法を変えることと戦争に向かうことが現実化している。
戦争になると「自由権」は制限される→「牢獄兵営国家」（丸山眞男。軍事機密やスパイ網の増大＋不忠誠者への攻撃）の出現。
- (5) 「個人」や「人権」が「日本」を超える普遍理念なのではないだろうか。
- (6) 「市民」の立場で「政治」に関心を持ち続けることが必要。

40

最後の挨拶

- ご清聴ありがとうございました。
- 武蔵野大学でのすべての講義を終了します。
- 皆さまのご健康とご多幸を祈念しております。
- これからも平和が続くように力をつくしたいと思います。
- 武蔵野大学を教育・研究両面でますますよい大学にしてくださいようお願いします。

